

新型コロナウイルス感染症関連 6月補正予算を計上

引き続き、市民生活を支援していきます



感染拡大へ備える

■ PCR検査センターの開設

新型コロナウイルスの感染者数が増加した場合に備え、西宮市医師会と連携・協力して検査体制の強化を図ります。施設型に加え、集団感染発生時など検査所までの移動が困難な場合等にも対応できる、車両と一体の移動型を配備します。問合せは保健予防課(0798・35・4492)へ。

■ 保健所での検査体制の整備

新型コロナウイルスの感染者数が増加した場合に備え、保健所でもPCR検査を実施できるよう、検査室の改修・必要機器の購入等により、検査体制を構築します。問合せは食品衛生課(0798・26・3167)へ。



市民の生活を支える

■ 働く障害のある人への支援

障害のある人が働く就労継続支援事業所に対し、生産活動の再起等にかかる費用を支援し、障害のある人の働く場の確保を図ります。問合せは障害福祉課(0798・35・3147)へ。

■ ウェブを利用した就職活動・面接環境の支援

パソコン・インターネット環境のない求職者に、ウェブ説明会への参加や、企業とウェブ面接を行うための環境や、履歴書やエントリーシートを作成する環境を提供します。また、ウェブ面接等の機器のない市内事業所の採用担当者にも環境を提供します。利用は要予約。問合せは労政課(0798・34・1662)へ。

6月補正予算で計上された事業の一部を抜粋して掲載しています。掲載内容は7月1日時点の情報です。各種支援は6月定例市議会を経て、順次実施していきます



子供の学び、暮らしを守る

■ ひとり親世帯への支援

児童扶養手当受給者、公的年金等を受給または所得制限超過等により児童扶養手当を受給していないひとり親世帯を対象に、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します(収入制限等の支給要件あり)。給付金の詳細な内容は、市のホームページ(ページ番号:49529051)でご確認ください。

【問合せ】7月14日まで…子育て手当課(0798・35・3190)

7月15日から…児童扶養手当受給者は(0798・35・3190)

上記以外の人は(0798・35・3052)

■ 児童・生徒へタブレット端末を整備

公立学校に通う児童・生徒を対象に、タブレット端末を整備します。タブレット端末は学年等を勘案し、順次整備を進めていきます。問合せは教育研修課(0798・67・7050)へ。

■ スクール・サポート・スタッフの配置

学校での3つの密を避けるための環境づくりや、児童・生徒の健康管理等で増加する業務をサポートするスクール・サポート・スタッフを、追加で配置します。問合せは教育職員課(0798・35・3854)へ。

■ 子ども食堂の活動を支援

子ども食堂が食事等を提供する場合の経費の一部を補助します。詳しい要件等は、市のホームページ(ページ番号:27004411)でご確認ください。問合せは政策総務課(0798・35・3431)へ。

【対象期間】7月10日～来年3月31日

【補助内容・金額】

- ・食事を提供する事業の経費(1回実施につき上限1万円、年間15万円まで)
- ・学習支援、子供の居場所づくり事業等の経費(1回実施につき上限5000円、年間5万円まで)

7/31まで

個人事業主への 店舗賃料支援

締切間近

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している個人事業主向けの店舗賃料支援制度は、7月31日が申請期限(郵送の場合は消印有効)です。手続き方法など詳しくは、市のホームページ(ページ番号:82995439)をご覧ください。

【支援内容】店舗の賃料1カ月分を補助(1回限り)

※上限10万円。対象となる店舗が複数の場合は上限20万円

【支援対象】主に以下のいずれも満たす個人事業主

- ・県に緊急事態宣言が発令されていた4月または5月の売上高が前年同月比20%以上減少
- ・市内に店舗を賃借(借地の上に店舗を所有している場合を含む)
- ・小売業などの事業を営んでいる(対象業種はホームページで確認または問合せを)

問 店舗賃料支援金コールセンター(0798・35・3017)

3月17日以降に確定申告書を提出した人へ

市・県民税申告書や所得税の確定申告書を3月17日以降に提出した場合、税額決定通知書や所得・課税証明書等に申告内容が反映されていない場合があります。順次、変更処理を行い、納税通知書等でお知らせします。申告内容を反映した所得・課税証明書等が早急に必要人は、お問い合わせください。

問 市民税課(0798・35・3267)

事業者の各種相談に応じます

要申込

雇用継続相談会を実施

雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金の活用など、事業者のさまざまな相談について、社会保険労務士が解説する相談会を実施します。相談会は対面で行います。要申込。相談無料。

【日時】7月14・21・28日、8月4・11・18・25日、9月1・8・15・29日。いずれも火曜の午後1時～5時(各回1時間)

【会場】勤労会館

問 西宮商工会議所(0798・33・1257)

注意 飛沫防止シートの設置

新型コロナウイルスの感染予防のため、飛沫(まつ)防止用のビニールシートを設置している店舗や事業所が増えていきます。飛沫防止用シートに使用しているシートはビニール製のものが多く、燃えやすい性質であるため、コンロや火気を使用する調理器具周辺には設置しない等に気を付けて使用してください。

- ・火気の近くには設置しない
- ・消防用設備等の付近に設置しない
- ・難燃性、不燃性のシートを使用する



問 消防局予防課(0798・26・0119)